

(3)

届出事項等の異動届 (事務所所在地等)

令和〇年10月5日

総務大臣
静岡県選挙管理委員会

様

- 1 代表者の氏名の記載が記載例のような「記名押印」又は代表者本人による「署名」の場合は、従前どおり提出可能です。
- 2 代表者の氏名の記載が「記名」のみ（押印がない）の場合は届出を持参する者が誰かにより以下の手続が必要になります。
- ア 持参者が代表者本人の場合⇒本人確認書類の提示又は提出
- イ 持参者が代理人の場合
⇒当該代理人の権限を証する書面（委任状等）及び本人確認書類の提示又は提出

政治団体の名称

静岡たろう後援会

事務所の所在地

静岡県静岡市駿河区有明町2-20

代表者の氏名

三島一郎



届出事項の変更後の内容で記載します

- 政政 第7 異
- 名称・主たる事務所の所在地・活動区域が異動する場合、規約等の改正が併せて必要になる可能性がありますので御注意ください。
 - 資金管理団体に指定している場合で、名称・主たる事務所の所在地・公職の種類のいずれかが異動した場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」が併せて必要となります。
 - 政党の支部の場合で、名称・主たる事務所の所在地・主たる活動区域のいずれかが異動した場合は、変更後の内容が記載された「支部証明書」が併せて必要となります。

(ふりがな) 名 称	新				令和 ・・
	旧				
目 的	新	別紙のとおり	旧	別紙のとおり	令和 ・・
主たる事務所 の 所 在 地	新	(〒422-8067) 静岡県静岡市駿河区有明町2-20	(電話 054-221-2050)		
	旧	(〒420-8601) 静岡県静岡市葵区追手町9-6	(電話 054-221-2058) コーポ〇〇 201号室		
主たる活動区域	新	静岡市駿河区			令和 〇・10・1
	旧	静岡市葵区			
政治団体の区分	新	□政 党 □政党の支部 □政治資金団体 □政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 □その他の政治団体 □その他の政治団体の支部	旧	□政 党 □政党の支部 □政治資金団体 □政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 □その他の政治団体 □その他の政治団体の支部	令和 ・・
支 部 の 有 無	新	□ 有 □ 無	旧	□ 有 □ 無	令和 ・・
課税上の優遇措置 の適用関係の有無	新	□ 有 □ 無	旧	□ 有 □ 無	令和 ・・
綱領、党則、規約等	新	別紙のとおり	旧	別紙のとおり	令和 〇・10・1
被 推 薦 書	新	別紙のとおり	旧	別紙のとおり	令和 ・・
公 職 の 種 類	新		旧		令和 ・・
そ の 他		異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない欄は記入不要です			令和 ・・

改正後の規約等を添付してください